

平成31年度 群馬大学生体調節研究所
「内分泌・代謝学共同研究拠点」共同研究公募要項

1. 趣 旨

群馬大学生体調節研究所は、21世紀 COE プログラム、グローバル COE プログラム、内分泌・代謝学共同研究拠点による研究推進プロジェクト等の実施を通して、様々な研究成果を蓄積し、新しい解析技術、バイオリソースを創出してきました。

この度、平成28年度から第3期共同利用・共同研究拠点研究が開始されたことに伴い、本研究所の保持する解析技術、バイオリソースを基盤にした共同研究を全国の研究者から広く受け入れ、本分野における中核的役割を果たすとともに、さらなる研究の発展を計ることといたしました。

つきましては、本研究所の教員との間で、本研究所の研究リソース、最先端設備を利用した共同研究を以下の要領で公募いたします。

なお、本共同研究は以下の2つのプロジェクトからなりますが、これらの枠にとらわれない重要な問題に果敢に挑戦する研究計画も同等に受け付けます。例えば、飽食の時代の今日、肥満症、糖尿病、高血圧、高脂血症などが組み合わさって発症する、いわゆるメタボリック症候群は、肝臓、骨格筋、脂肪組織、膵臓などのエネルギー代謝調節臓器に加え、中枢神経系、免疫系など全身の生体調節系の機能破綻が原因となります。つまり、メタボリック症候群の病因、病態を明らかにするためには、個々の臓器における代謝機能破綻メカニズムの解明に加えて、内分泌系、神経系、免疫系による臓器間の協調的な機能連関の破綻という視点からも包括的にアプローチする必要性があります。

2. 共同研究プロジェクト

◇「代謝疾患ゲノム研究プロジェクト」:

内分泌・代謝を中心とした生体調節系の異常に起因する疾患の主に病因を解析するプロジェクト。

生活習慣病の感受性遺伝子群の探索とデータベース化、得られた候補遺伝子の遺伝子改変マウスの作成に加え、「環境負荷による生活習慣病の発症とエピゲノム解析」研究の実施やエピゲノム解析技術の提供などを行います。

◇「代謝シグナル機能研究プロジェクト」:

内分泌・代謝を中心とした生体調節系の異常に起因する疾患の主に病態を解析するプロジェクト。

研究所の所有するイメージング、種々の代謝機能活性測定、遺伝子・薬剤の中枢投与技術や内分泌・代謝系などに異常のある動物を用いて、生活習慣病に関連したトランスレーショナルリサーチ的解析を行います。

3. 応募資格

大学並びに公的研究機関に所属する教員・研究者又はこれに相当する方（申請代表者以外の方分担研究者として、大学院生を含めることができます。）

本共同研究は、当該分野の新たな挑戦を助成するため、同一研究室からの申請は連続して採択年度を含めて3年度を限度とします。ただし、当該課題について共同研究拠点としての論文業績が発表された場合には、1年度を空けて、3年度を限度として新たに申請することができます。

(当共同研究拠点としての成果が出れば、何度でも応募可能ですが、これまでの共同研究論文実績を、評価対象といたします。)

4. 研究期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日の原則1年間

5. 申請方法

(1) 申請代表者(同一研究室からの申請を含む)は、1研究期間につき1研究課題を申請できます。
なお、前年度の課題を継続して申請することも可能ですが、その場合は前年度の研究成果を踏まえて申請することが必要です。(継続は、採択年度を含め3年度を限度とする。)

(2) 申請代表者は、申請書(様式1)に所属機関の長^(注1)の承諾書(様式2)^(注2)を添え、封筒に「共同研究申請書在中」と記入のうえ、提出してください。

所属機関が異なる研究分担者がいる場合は、それぞれ承諾書(様式2)が必要となります。

※1) 申請書等の各様式は、本研究所共同研究のホームページ(

http://www.imcr.gunma-u.ac.jp/?page_id=323)からダウンロードしてご使用ください。

なお、申請にあたってはできる限り、本研究所の教員とあらかじめ研究課題、内容などの打ち合わせをお願いいたします。

※2) 本研究所の各研究部門・所属教員・研究の概要等は本研究所のホームページの研究組織をご覧ください。(http://www.imcr.gunma-u.ac.jp/?post_type=organization)

※注1: 委任を受けている部局長等でも可

※注2: 押印は公印でお願いします。

(3) 申請書の提出期限

平成31年 1月25日(金)必着

なお、前述(2)の本研究所の教員との打ち合わせにより提出期限を超える場合は、本研究所の教員の申出により考慮する。

(4) 申請書の提出先

〒371-8512 群馬県前橋市昭和町3-39-15

群馬大学 生体調節研究所 宛て

6. 採択件数

全体で36件程度を採択予定

うち、次の研究課題を重点課題として採択する予定です。

(1) 「糖尿病、肥満関連の研究課題」 2件を限度に採択予定

(2) 「若手(39歳以下)研究者・女性研究者の研究課題」 4件を限度に採択予定

(3) 「外国研究者の研究課題」 8件を限度に採択予定

(4) 「創薬・イノベーションの研究課題(生活習慣病を対象とした創薬シーズの探索)」 2件を限度に採択予定

※ 若手(39歳以下)研究者は、研究開始年度の4月1日現在において39歳以下の研究者とする。

7. 選考及び選考の通知

共同研究の採否及び研究経費額は、学外の学識経験者を含む専門委員会において審議、決定後3月末日までに、申請者へ直接通知します。

8. 研究経費

共同研究に必要な研究経費(消耗品費及び旅費)は、概ね下記区分の金額を限度として本研究所で支出します。共同研究に必要な旅費は、本学の旅費規則に基づき算出し、精算払いとします。なお、予算の都合により、採択件数及び配分額は上限内で調整することがあります。

区 分	研 究 課 題	採 択 予 定 件 数	研究経費額 (限度金額)
通常課題	「代謝疾患ゲノム研究プロジェクト」又は「代謝シグナル機能研究プロジェクト」の研究課題	20件以内	400千円
重点課題	糖尿病、肥満関連の研究課題	2件以内	800千円
重点課題	若手(39歳以下)研究者・女性研究者の研究課題	4件以内	400千円
重点課題	外国研究者の研究課題	8件以内	※400千円
重点課題	創薬・イノベーションの研究課題 (生活習慣病を対象とした創薬シーズの探索)	2件以内	800千円

※ 外国研究者の研究課題について、本研究所に来日する旅費は、1回に限り別途支給します。

(1) 旅費

旅費は、群馬大学生体調節研究所「内分泌・代謝学共同研究拠点」共同研究申請書(以下「共同研究申請書」という。)の共同研究課題を達成するため、原則「群馬大学生体調節研究所」に在所する旅行に限られます。日当は、1日につき2,300円、宿泊料は、1泊につき10,500円の定額となっています。

旅費の所要額は次により算出してください。

・ 旅費の所要額＝人数×(1回当たりの旅費)×旅行回数

※ 1回当たりの旅費は、出発地から群馬大学生体調節研究所までの往復運賃に日当合計(滞在日数×2,300円)と宿泊料合計(宿泊日数×10,500円)を加算した額

※ 国内旅費で航空機が利用可能な地域は、「北海道、広島、鳥取、島根、山口、四国、九州、沖縄」です。また、利用できるシートはエコノミークラスのみです。

(2) 消耗品費

共同研究申請書の共同研究課題を達成するために使用する消耗品に限られます。備品は購入できませんので、ご注意ください。

消耗品費所要額の記入例

研究用試薬・薬品〇〇〇外	210,000円
研究用消耗器具・器材〇〇〇外	100,000円
実験用動物 マウス10匹外	100,000円

9. 施設等の利用

研究所の研究リソースである機器、遺伝子改変動物や細胞、抗体などを本研究所内の共同研究者の指示のもとに原則として自由に使うことができます。

なお、昭和キャンパスには共同施設として本研究所を取り囲むように生物資源センター、ラジオアイソトープ (RI) 研究棟、電子顕微鏡等のある機器センター、医学図書館があり共同研究者は学内研究者と同等にそれらを利用することができます。

(参 考)

研究所の研究リソース: http://www.imcr.gunma-u.ac.jp/?page_id=331

生物資源センター: <http://doujitsu.dept.med.gunma-u.ac.jp/cms/>

医学図書館: <https://www.media.gunma-u.ac.jp/>

10. 研究成果報告の提出

共同研究の代表者は、共同研究期間終了後 1 ヶ月以内に共同研究報告書(様式3)1通を、申請書の提出先に提出していただきます。なお、報告書は、「内分泌・代謝学共同研究拠点」の成果として本研究所において本研究所ホームページで公表します。

11. 論文の提出

本共同研究の成果を論文として発表する場合には、必ず採用通知に記載された課題番号を記入し、「群馬大学生体調節研究所における共同研究」(例文: This work was carried out by the joint research program of the Institute for Molecular and Cellular Regulation, Gunma University.) による旨を明記してください。その際、別刷り 1 部を「5. (4) 申請書の提出先」へ提出してください。

12. 知的財産権の取扱い

原則として、当該発明に係る各研究者及びその機関の貢献度を考慮し、協議して帰属等を決定します。

(参考) 本学知的財産関係ホームページ: http://research.opric.gunma-u.ac.jp/industry/i_008/

13. 問い合わせ先

〒371-8512 群馬県前橋市昭和町3-39-15

国立大学法人群馬大学 昭和地区事務部総務課

研究所庶務係 (担当 古川又は関根)

電話番号 027-220-8823(ダイヤルイン)

FAX 027-220-8899

Eメール kk-msomu4@jimu.gunma-u.ac.jp